平成２１年（フ）第３９４号
静岡県沼津市桃里307番地　ウッドビレッジ203
債務者　海野　安岐
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４１７号
静岡県沼津市原611番地の２　コーポタカダＢ棟101号室、前住所静岡県富士宮市万野原新田3375番地の１　レオパレスＣｕｒｅ103
債務者　木村　　保
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４４７号
静岡県伊豆市宮上163番地の11
債務者　酒井　士郎
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４４８号
静岡県伊豆市宮上163番地の11
債務者　酒井きよ子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４５７号
静岡県沼津市原町中３丁目11番地の12　レオパレス原町中204号、前住所静岡県沼津市大塚978番地　県営住宅原団地Ａ―406
債務者　上杉　春代（旧姓小山）
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４６５号
静岡県沼津市大塚990番地の11　県営原団地Ｋ―402
債務者　大坪　道代
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４６９号
静岡県田方郡函南町柏谷805番地の６
債務者　西本　　巧
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２３０２号
愛知県大府市森岡町上ノ山西14番地の６
債務者　村田　隆之
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５８８号
愛知県愛西市佐屋町亥新田２番地３
債務者　小林眞奈美
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６４８号
名古屋市緑区太子３丁目52番地の１
債務者　杉山　直樹
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６９７号
名古屋市南区西又兵ヱ町４丁目９番地　第二大生荘１棟608号
債務者　蜂須賀恭子（旧姓丸山）
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７５９号
名古屋市緑区鳴海町字上汐田167番地の２　マルタカ荘チ号
債務者　梶浦奈保子（旧姓松岡）
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８３１号
名古屋市港区惟信町１丁目26番地の４
債務者　時本　直美
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８７１号
愛知県大府市横根町平子74番地　サン・コーポラス横根３棟301号
債務者　工藤　千景（旧姓田口）
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８７２号
愛知県大府市横根町平子74番地　サン・コーポラス横根３棟301号
債務者　田口　利江
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２９７０号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字志水146番地　豊山第１住宅８Ｆ８
債務者　真下　　健
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４８８号
愛知県一宮市奥町字薬師37番地６
債務者　林　　弘
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで　名古屋地方裁判所一宮支部